

高年齢者等職業安定対策基本方針の改正について

1. 趣旨

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 24 年厚生労働省告示第 559 号。以下、「基本方針」という。）の対象期間が平成 29 年度で終了することとなるが、先般、内閣官房に設置された「人生 100 年時代構想会議」において「多様な形の高齢者雇用」がテーマの一つとされている。基本方針の見直しについても、同会議における議論及び追って策定される予定の基本構想を踏まえて行うことが適当であり、当該基本方針の対象期間を平成 30 年度まで延長する。

2. 概要

「はじめに」において規定されている基本方針の対象期間について「平成 29 年度までの 5 年間」から「平成 30 年度までの 6 年間」に改正する。

○厚生労働省告示第三三三三号
 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第六條第一項の規定に基
 づき、高年齢者等職業安定対策基本方針(平成二十四年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次
 の表のように改正し、同條第五項において準用する同條第四項の規定により告示する。
 平成三十年三月三十一日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 (事務部分の改正部分)

改 正 後	改 正 前
はじめに 1 (略) 2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年 度から平成30年度までの6年間とする。	はじめに 1 (略) 2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年 度から平成29年度までの5年間とする。

ただし、この基本方針の内容は平成24年
 の法改正を前提とするものであることか
 ら、高年齢者の雇用の状況や、労働力の
 供給調整に関する制度、雇用保険制度、
 年金制度、公務員に係る再任用制度等関
 連諸制度の動向に照らして、必要な場合
 は改正を行うものとする。

ただし、この基本方針の内容は平成24年
 の法改正を前提とするものであることか
 ら、高年齢者の雇用の状況や、労働力の
 供給調整に関する制度、雇用保険制度、
 年金制度、公務員に係る再任用制度等関
 連諸制度の動向に照らして、必要な場合
 は改正を行うものとする。